

今後の帰宅困難者対策に関する検討会議  
(第3回)  
議事録

平成29年12月21日(木)

第二本庁舎31階特別会議室23

## 目 次

開	会	.....	1
報告書（案）について	.....	1	
閉	会	.....	34

## 開 会

○永井事業調整担当課長 おはようございます。定刻になりましたので、今後の帰宅困難者対策に関する検討会議を開催させていただければと思っております。

冒頭、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、まず次第がございます。おめくりいただきまして、座席表、出席委員名簿、資料3「報告書（案）」、「災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック」とハンドブックの作成についてのプレス資料。それから、中野委員からの提出資料でございます。資料の過不足等はございませんでしょうか。――よろしいでしょうか。

なお、本日は今浦委員、高橋委員、進藤委員、三阪委員の4名の委員が所用のため御欠席との御連絡をいただいております。御欠席の委員については、事前に事務局から検討会議の資料を御説明させていただき御意見をいただいておりますので、後ほど資料の説明とあわせて御紹介させていただければと思っております。

この後の進行は座長にお願い致します。

○廣井座長 東京大学の廣井でございます。皆さん、おはようございます。本日はよろしく申し上げます。

### 報告書（案）について

○廣井座長 早速、議事に入らせていただきたいと思います。今日議事は1つしかございませんで、「報告書（案）について」ということで、資料3の配付資料について、初めに事務局から説明をお願いしたいと思います。

○永井事業調整担当課長 資料3「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議報告書（案）」について御説明させていただきます。これは前回いただいた御意見を踏まえて取りまとめております。

全体の構成でございますが、1枚おめくりいただき目次を御覧いただければと思えますけれども、大きく3つに分かれております。まず、これまでの取組、2つ目が東京都の

帰宅困難者対策の現状、3つ目が今後の取組の方向性と、大きく3つに分けて取りまとめております。

まず1ページのこれまでの取組を御覧いただければと思います。(1)に東日本大震災の際の帰宅困難者の状況を記載しております。それを受けまして、平成23年9月に内閣府と東京都で首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を設置したところでございます。協議会には経済団体や鉄道事業者など30を超える関係団体の幅広い御参加をいただいております。

1枚おめくりいただいて、その報告書の概要でございます。24年9月に最終報告を取りまとめております。内容としては、一斉帰宅の抑制、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供といったことが盛り込まれております。あわせて、平時における準備や災害時における行動指針となるガイドラインを5つほど、この最終報告とあわせて協議会の中で策定したところでございます。

右側の3ページでございます。東京都では都民、事業者、行政が取り組むべき基本的責務を明記した東京都帰宅困難者対策条例を平成24年3月に制定いたしまして、25年4月に施行したところでございます。内容的には記載のような内容でございます。東京都はこの条例に基づきまして、この間、区市町村、国あるいは経済団体、企業などの幅広い御協力をいただきながら、さまざまな取組を進めてきたところでございます。

1枚おめくりいただいて、5ページを御覧いただければと思います。こちらは東京都における帰宅困難者対策の現状でございます。大きく4つの項目に分類しております。

1つ目が普及啓発の取組でございます。主な取組としては、ホームページやツイッター、防災イベント、ポスター等を通じた普及啓発、それから、おめくりいただいて6ページになりますが、リーフレットやハンドブックを配布しております。

それから、7ページの「災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック」でございます。こちらにつきましては、後ほど簡単に御紹介させていただければと思います。

おめくりいただきまして、9ページでございます。こちらにアンケート調査結果の概要をまとめさせていただいております。9ページは都民対象の調査でございます。これは帰宅困難者対策条例の認知度を問うものでございます。特に若年層においては認知度が低いという結果でございます。おめくりいただきまして、10ページが事業者対象の調査でございます。従業員向けの備蓄の状況等を含む条例の認知度でございます。これについては、従業員規模が小さい企業ほど取組がやや遅れているという結果でございます。

おめくりいただきまして、13ページでございます。こちらが大きく2つ目の一時滞在施

設の確保でございます。一時滞在施設については平成29年7月1日現在で、施設数は918施設、受け入れ人数は約32万8,000人を確保しているところでございます。

おめくりいただきまして、14ページでございます。事業者を対象としたアンケート調査を実施しておりまして、一時滞在施設にはなっていないものの、一時滞在施設が開設される前の間、受け入れる可能性があるかと回答した施設が全体の21%を占めております。下のほうが一時滞在施設になっていない事業者を対象に、一時滞在施設になるのが困難な理由を問う設問でございます。主な理由としては、「受け入れるスペースがない」「水・食料の備えがない」ことが挙げられているところでございます。

15ページでございますけれども、これに対して、都の取組として、補助制度を幾つか設けさせていただいております。例えばゴシックの1つ目の丸にございますように、民間一時滞在施設が水・食料などの備蓄品を購入した場合に都が6分の5を補助するといったような取組を実施しております。

中ほどが大きく3つ目で、災害時帰宅支援ステーションでございます。こちらは、大規模震災発生直後の混乱が収束した後、原則4日目以降でございますが、徒歩で自宅に向かう帰宅困難者に対して、水、トイレ等を提供するものでございます。コンビニエンスストアやファミリーレストランの御協力をいただきながら確保を進めています。平成29年2月現在で都内で1万851カ所を確保しております。

大きく4つ目が帰宅困難者対策訓練でございます。こちらは区市町村と合同で実施しております。内容としては、16ページの上段にございますように、帰宅困難者に対する情報発信、一時滞在施設への帰宅困難者の受け入れの訓練などを実施しております。

続きまして、17ページでございます。今後の取組の方向性でございます。首都直下地震の発災時には非常に大きな被害が想定され、救命救急活動が最優先となり、膨大な数の帰宅困難者への対応が公助だけでは難しい状況の中で、自助、共助も含めた総合的な対策が不可欠でございます。東日本大震災の際には、多くの被災者が互いに助け合うというところがマスコミ等でも数多く報じられたところでございまして、多くの人が助け合いの重要性を再認識されたのではないかと考えております。

一方で、東日本大震災から7年近くが経過し、当時の記憶が薄れつつある中で、帰宅困難者対策の推進に当たっては助け合いの意識をしっかりと機運醸成していくことが必要なのではないかという問題意識でございます。それを受けまして、基本的な考え方として3点挙げているところでございます。

1点目が「共助の理念に基づき取組を進めている帰宅困難者対策をさらに推進するため、「助け合い」の意識を広く社会全体に根付かせていく」ということ、2点目は「行き場のない帰宅困難者への対応については、一時滞在施設の確保を基本としつつ、帰宅困難者や事業者による「助け合い」を通じて、その安全を図っていく」ということ、3点目として「高齢者や障害者、乳幼児、外国人などの帰宅困難者となった要配慮者が、発災時にそれぞれの退避先で安心して退避できる環境整備を進めていく」ということでございます。

おめくりいただいて、18ページに今後の取組の方向性についてのイメージ図を載せております。これまでと今後という対比でございます。特にこの検討会議で重点的に御議論いただいた「普及啓発」「一時滞在施設の確保」「要配慮者対応」が、この報告書の中でどういうふうに盛り込まれているのかということをおイメージ図として示したものでございます。

まず普及啓発については、さらに普及啓発を推進していくというところで、一番右のほうに具体的な取組の方向性がありますけれども、防災知識の普及啓発といったところが挙げられているところでございます。加えて、先ほども出てまいりました助け合いの機運醸成に向けて取組を進めていくということが新しいところでございます。

中ほど一時滞在施設の確保については、さらに引き続き取組を進めていくということとあわせて、一時滞在施設の協定を締結していない施設に対する帰宅困難者の受け入れ要請を実施していくことで、帰宅困難者の受入先を確保していくというところでございます。

それから、要配慮者対応についても、例えば施設のバリアフリー対応に関する情報提供の推進、要配慮者が必要とする物資の備蓄の促進等を通じて、その拡充を図っていくというところでございます。

具体的な内容については19ページ以降に記載しております。大きく2つの柱に分けております。1つ目が機運醸成や普及啓発に向けた取組、2つ目の柱は、23ページになりますが、帰宅困難者を受け入れる施設の拡大、この2つについてそれぞれ取組の方向性をまとめております。

1つ目は、19ページの上のほうでございますけれども、助け合いの機運醸成ということで、その意識を広く社会全体に浸透させていくことが重要であるということでございます。具体的な助け合いの行動例ということで、中ほど点線の囲みで記載しております。

下段が一斉帰宅の抑制でございます。一斉帰宅の抑制の基本原則を徹底することが重要であるということと、3つ目にございますとおり、「帰宅困難者は「帰れない」のではなくて、「社会全体のために帰らない」という機運を醸成する必要があるということをお記載

しております。

それから、発災時に一斉帰宅の抑制に向け、安否確認の連絡手段を普段からしっかり普及啓発していくということを19ページの下のほうに盛り込んでおります。あわせて、自動車利用の抑制ということで、自動車で帰宅困難者を迎えに行かないようにする対策も盛り込んでおります。

3つ目として、都内の通勤通学者等への働きかけということで、防災知識の普及啓発、若年層にターゲットを絞った普及啓発、帰宅困難者による発災時のボランティアの促進、助けられる側から助ける側に回るよう普及啓発を進めていく必要を記載しております。

大きく4つ目で事業者への働きかけということで、地域における事業者の助け合い、地域全体で帰宅困難者を受け入れるという中で、役割分担をしながら進めていくというところを記載してございます。

それから、21ページでございます。中小企業に対する普及啓発、帰宅困難者が安心して3日間退避できるように物資を入手しやすい環境づくりということも盛り込んでございます。

それから、要配慮者対応でございます。一時滞在施設への退避に当たって、高齢者や障害者などの要配慮者が取り残されることがないように、要配慮者を優先することについての普及啓発を図るということ。その下が要配慮者向け備蓄の促進。バリアフリー対応に関する情報提供。それから、22ページでございますけれども、日本語を十分に理解できない外国人や英語が母国語でない外国人への対応ということで、やさしい日本語・英語による普及啓発。それから、災害の際にコミュニティの核となる教会やモスクを通じた普及啓発。訪日外国人への普及啓発ということで、空港などを活用した普及啓発ということも盛り込んでございます。

23ページでございます。大きく2つ目の柱は帰宅困難者を受け入れる施設の拡大ということで、今後、一時滞在施設の確保をさらに進めるに当たっては大規模な施設あるいは多数の施設を保有している団体・事業者にも協力要請を行っていくというところ。

それから、備蓄品の購入費用の負担は非常に大きいことから、備蓄品購入費用補助制度を拡充するなど支援策の拡大を検討する必要があるということも盛り込んでございます。

それから、帰宅困難者の円滑な受け入れに資するように運営マニュアルの整備を行っていくですとか、一時滞在施設の協定を締結していない施設に対する帰宅困難者の受け入れ要請、事業者免責の仕組みづくりといったところを盛り込んでございます。

それでは、欠席委員の意見について御紹介させていただきます。

まず今浦委員でございます。今浦委員からは1点、「多言語音声翻訳装置の普及啓発に資する方策や、観光協会通訳担当者や語学学校通訳ボランティアの協力を得やすい仕組みづくりを検討していく必要がある」という御意見をいただいております。

進藤委員からは2点ほど御意見をいただいております。1つ目が備蓄品購入費用補助制度の拡充についてでございます。「東日本大震災から7年近くが経過し、震災後に新たに帰宅困難者向けに備蓄をした水・食料については賞味期限を迎えている企業も増えつつあることから、備蓄品更新経費について都の備蓄品購入費用補助制度の補助対象にぜひ追加をしていただきたい」というところ。もう一点が事業者免責の仕組みづくりの検討に関して、「民間事業者が善意に基づき一時滞在施設の確保に協力することを促進するためにも、事業者免責の仕組みづくりについてはしっかり対応していく必要がある」という御意見をいただいております。

高橋委員からは1点、「一時滞在施設の協力を締結していない施設についても、日ごろから帰宅困難者の積極的な受け入れを広く呼びかけることは重要である。今後は3日未満の受け入れの意向がある事業者を事前に把握するとともに、これらの事業者を含めた発災時の対応についても検討していく必要がある」といった御意見をいただいております。

それから、三阪委員からは2点ほど御意見をいただいております。1点目が「発災時に障害のある人とない人が助け合うためには、障害のある人が必要とする物資、サポートなどをお互いに理解しておく必要がある。帰宅困難者対策ハンドブックや施設運営マニュアルなどを活用し、これらの情報を普及啓発していく必要がある」というもの。もう1点は「要配慮者には高齢者、障害者も含まれる。ベビーフード等の乳幼児が必要とする品目だけでなく、その他の要配慮者が必要とする品目も具体的に記述する必要がある」といった御意見をいただいております。

報告書の説明は以上でございます。

それから、お配りしております冊子「災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック」について、簡単に御紹介させていただきます。こちらは先月、東京都で作成した施設の防災担当者向けのハンドブックでございます。都民対象の意識調査を行いますと、災害時に心配なこととして、家族の安否というところが一番多いという中で、特に児童生徒の安否に関しては保護者にとって非常に心配事であるということから、発災時に施設の防災担当者から保護者に対して円滑に児童生徒の安否の連絡が行くよう、施設の防災担当者向けに作成

したハンドブックでございます。先月、都内の公立、私立問わず、東京都で把握しております全ての施設、小学校、中学校、高校、保育所、学童クラブ、児童館等に2部ずつ配付させていただいております。

冊子の16ページをお開きいただければと思いますけれども、災害時の安否連絡手段について、その操作方法等を記載しております。それから、発災時に安否連絡の手段を活用するに当たっては保護者を巻き込んだ訓練を日ごろから行っておく必要があることから、安否確認訓練の実施例を24ページ以降に記載しております。34ページ以降は、各施設で書き込み式のマニュアルとして使えるような様式にしております。また、発災時に安否連絡の手順を確認できるように、下のほうにチェック欄を設けております。また、各施設への冊子の配布とあわせまして、東京都の防災ホームページでも全文を掲載しております。

説明は以上でございます。

○廣井座長 ありがとうございます。

続きまして、中野委員から配付資料をいただいておりますので、こちらの御説明を中野委員にお願いしたいと思っております。「報告書案21頁」と書いてありますが、報告書案がちょっと修正されまして、「23ページの下」のほうに該当すると思っております。お願いします。

○中野委員 今回、検討会議の報告書案をまとめるに当たりまして、23ページの末尾にあります「事業者免責の仕組みづくりの検討」について、ぜひ加筆をしていただきたいということで意見を申し上げたいと思っております。

報告書案では「事業者免責の仕組みづくりの検討」とありまして、第1に「損害賠償責任に対する懸念から、一時滞在施設の協力を躊躇する民間施設もある」ということと、「このため、民間施設に損害賠償責任が及ばない免責のしくみづくりに向け、引き続き検討を進めていく必要がある」という、この2文が書かれております。

まず第1文のところですが、商工会議所で以前実施したアンケート結果がございまして、第1回の検討会議でも出たと思っておりますが、そこでは民間施設に損害賠償責任が及ばない免責の仕組みづくりを求める事業者が90%を超えているという御報告がございました。そのような状況の中だと、単に「一時滞在施設への協力を躊躇する民間施設もある」という認識は余り適切ではないのではないかと思います。「事業者免責の仕組みづくりを検討してほしい」という声は、より多くの民間施設の声だ」ということをしっかり明記していただく必要があるのではないかと思います。そこで、「損害賠償責任に対する懸念から、一時滞在施設への協力を躊躇する民間施設もある」というところを、「民間施設が多いと思

われる」とか、少なくとも「少なくない」とか、そういう記載に変えていただくことを要望するものです。

もう一つは事業者免責の仕組みについてです。この方向性をもう少し明確に示して検討会議の提言としていただきたいと思っております。事業者免責の仕組みというのは、方向性は2つあると思います。

1つは、事業者の免責をするだけであれば、誰の責任になるのかということ、当該怪我をした人、一時滞在施設を利用している帰宅困難者自身の責任——自己責任ということですね——、そのような方向でまとめるという方向と、そうではなくて、民間施設の事業者にも、怪我をした人にも、きちんと手当てが出る、少なくとも補償制度を設ける、そういう方向性の対応があり得ると思っております。

今回の帰宅困難者対策はどういう対策かということ、単に帰宅困難者の安全確保だけではなくて、緊急車両の通行とか道路啓開作業などに支障が生じないような緊急対策の優先性を今回の報告書でも冒頭に述べておられるところがございますので、そのような公益的な目的や公共政策を一つの大きな意味合いとして掲げていることを踏まえれば、先ほども報告書に書いておりましたが、帰宅困難者も協力をする立場ですよ。帰宅困難者対策に協力して一時滞在をするという決断をする方々、帰れないじゃなくて帰らないと考える方々に対して、怪我をしたら自分の責任ですよというのは余りに酷ではないかということがあります。

また、東京都の帰宅困難者対策条例で、一時滞在施設を円滑に運用するためには都知事が積極的に措置を講じなければならない、と書いてあるものでございます。これは国が何か施策を実施することを求めるだけではなくて、東京都ができる施策ですね、東京都自身でできる施策を実施していただくことが求められている条例ではないかと考えております。

そこで、第2文の「引き続き検討を進めていく必要がある」というところの後段に続けて、ここに書いてございますが、この1文を入れていただきたいということでございます。

「なお、当該免責のしくみを検討するにあたっては、帰宅困難者対策が、緊急車両の通行、道路啓開作業等に支障がないようにするという公益的目的、公共政策的意味合いがあることを踏まえる必要があり、それらを踏まえれば、帰宅困難者対策に協力して一時滞在をする者でもある帰宅困難者の損害を自己責任（単に請求権を認めないもの）に帰するようなくみは到底適切ではない。また東京都帰宅困難者対策条例12条3項が「措置を講じること」を都知事への義務規定として規定されていることの趣旨を踏まえるべきであり、

当該仕組みについては、国や区市町村にその措置を依存することなく、東京都が条例等をもって検討すべきである」、具体的には「一時滞在施設内で怪我等をした場合の帰宅困難者への損害賠償に代わる補償のしくみ等を設けることを検討すべきである」というふうに、我々の検討会議の報告書に盛り込んでいただきたいという意見を持っておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○廣井座長 貴重な御意見ありがとうございました。

配付資料の説明をいただきましたので、早速、意見交換にまいりたいと思います。

まず確認のため、報告書は、ここで御意見をいただいて検討した後、どのように取りまとめをいただくのかということの確認をお願いしたいと思いますので、御説明いただければと思います。

○永井事業調整担当課長 本日、この報告書（案）に対して皆様方からいただいた御意見については事務局で整理をさせていただきます。後日、座長とも御相談の上、検討会議の報告書という形で取りまとめさせていただければと考えております。

○廣井座長 ありがとうございます。

ということで、皆さんで議論するのは最後の機会ということでございます。そういう意味では、私は余りしゃべらない方針で皆様方の積極的な御意見を伺って、そこで報告書案に盛り込むかどうかという、中野先生の御指摘、欠席された委員の皆様方の御指摘を含めて御議論いただければと思います。

最初に全体の構成について少しお伺いしたいと思います。目次を御覧いただきたいんですが、報告書案として、これまでの取組、東京都における帰宅困難者対策の現状、それから今後の取組の方向性という形で報告書案をまとめていただいております。この構成あるいは内容について、これはここにあったほうが望ましいのではないかとか、こういう内容は追加したほうがいいのではないかとか、全体の話で御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。これがおかしいとか、こうしてほしいとか、そういうことございますか。――よろしければ、各論に入りますが、よろしいですか。

最後に御意見をいただきたいと思いますので、もし何かお気づきの点がございましたら、そのときに御意見をいただければと思います。

今回、特に重要な点は17ページ以降の今後の取組の方向性というところでございます。まずは、最後の23ページになりますが、先ほど御説明いただきました中野委員の御意見に

関して、皆様方の御意見を頂戴したいと思います。これについては一時滞在施設などの最前線で活動されていらっしゃる川村委員とか原田委員、あるいは山崎委員などに特に御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○原田委員 中野委員の御意見については全くもって賛成です。こういうふうに一歩踏み込んだ表現をして具体的に前に進めることをしていかないと、なかなか拡大していかないということがありますので、ぜひ踏み込んだ表現ですべきと思います。

○廣井座長 そのほか、いかがでしょうか。

○川村委員 私も、中野委員の最初に書かれた文章にある「損害賠償に対する懸念から一時滞在施設への協力を踏み切れない」という声は非常に多く聞いております。一時滞在施設以外でも、BCPの検討をされている企業からも、そういう声は出ていますので、このところもしっかり入れていただく必要があるかなと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○山崎委員 私も、中野委員の書いていただいた内容については賛成というか、非常にありがたいなと思っております。事業者側として、こういった不安があるということが、ずっとこれまで継続的に議論になってきていることもありますので、ここで新たな取組として、こういった検討がなされていくことについては非常にありがたいと思っておりますので、ぜひ盛り込んでいただければと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。

○広田委員 これを拝見して、都の災害対策のために、都民のために都が行う対策への協力ということで、本来は都がやるべきことを民間事業者がかわりにやってくれるということになりますので、都民のために、都の災害対策のために都が責任を負うというのは非常に論理的にも一貫していますし、こういうことがしっかりしていれば、東日本大震災のときに新宿駅でシャッターを閉めて利用者を閉め出したみたいなことは恐らく起きていただろうと思いますので、ぜひこれは盛り込んでいただいて、これからにつながる報告書にしていきたいと思っております。

○廣井座長 そのほか御意見、いかがでしょうか。

具体的には、2つ目のパラグラフの「民間施設が多いと思われる」あるいは「少くない」という変更に関しては、先日御紹介いただきましたアンケートを見ましても、これは

明白でありますので、「多いと思われる」という表現で修正ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 それでは、この第2パラグラフのとおり、「民間施設が多いと思われる」という形で修正をさせていただきたいと思います。

次の次の「なお、当該免責の仕組みを検討するに当たっては……」のところでございますが、こちらについてはいかがでしょうか。かなり踏み込んだ表現になっておりまして、逆に、検討会をここまで開いたので、これぐらい踏み込んだ表現のほうがいいじゃないかという原田委員の御指摘もございました。書きぶりがほかの項目はあっさりしておりますので、例えば「到底適切ではない」の「到底」を取るとか、「べきである」の部分で「検討する」というふうに、多少の文言の修正あるいは追加はあってもいいかなと思います。

こちらは結構重要な点ではございますので、本日欠席されている委員の方々の御意見も当然、お聞きしなければいけないですが、原則として、この一文の趣旨を入れるということで、検討会として決めるということによろしいですか。反対の御意見とかございますか。ないですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 それでは、欠席委員の方々の御意見もお聞きしつつ、多少の文言の修正・追加を入れながら、原則として、趣旨の一文を入れるということで決めたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、少し戻りますが、18ページ、19ページあるいは23ページまでですね、この部分の意見交換をさせていただきたいと思います。

まず、18ページについては「今後の取組の方向性（イメージ）」ということで、イメージ図をつくっていただきました。これについては最後に議論したほうがいいと思うので、飛ばしまして、19ページの（2）＜1＞機運醸成や普及啓発に向けた取組が①から⑤までございます。こちらについて御意見を頂戴したいと思います。どこからでも結構ですので、御意見をいただければと思います。

○石川委員 19ページもそうなんですけど、19ページと関連して17ページの基本的な考え方のところややボヤッとしているのではないかと考えていて、19ページから最後のところまでを議論した後で、17ページの基本的な考え方をもう少し踏み込んだ表現にしてもよいかと考えております。

具体的に言うと、1つ目のところだと、1つ目、2つ目は助け合いという言葉が非常に強調されていて、そのこと自体はよいと思うのですが、震災から数日の状況ですので、ただ放っておいて助け合いというのは。前回も言ったと思うんですけども、「助け合い」とただぼんやり言うだけではちょっと難しいと思うので、例えば19ページの1番のところですけども、震災直後の厳しい状況の中で助け合いの輪を広げるために、事前にその体制をきちんと整えておくとか、そういったところを踏み込む必要があると思います。

2つ目のところも、一時滞在施設の確保についても助け合いという言葉で丸めていますけれども、1回目のときに委員の皆様でいろいろと議論したと思うんですが、例えば場所と人と物が全部そろっている施設はなかなかないけれども、一つとか二つそろっているところはあるわけなので、そういったコーディネーションみたいなものを事前にきちんとやっておいて、皆さんで認識を一致させておいて、何ができるのかということを中心に考えておくといったような具体的なニュアンスも、事前に助け合いが発揮できるようなコーディネーションというか、マネジメントができていくことが大事だと思うので、そのような内容のニュアンスを、この2つとも一歩踏み込んだような内容にしてもよろしいんじゃないかなと思います。

後で最終的に話したらよいと思うのですが、さきに基本的な考え方のところも、もう少し踏み込んでいいんじゃないかなと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

18ページと申し上げましたが、17と18ですね。失礼いたしました。

今の石川委員の御意見は、後ほど改めて文言も含めて御検討いただきたいと思います。

(2) < 1 >でございます。何か御意見ございましたら、お願い致します。

○原田委員 幾つか申し上げます。

まず④事業者への働きかけというところです。もちろん働きかけは必要なんですけど、それに加えて、住民の方がいるところであれば、事業者及び住民への働きかけということも必要かなと思っております。というのは、この活動をしていくときに核となるまちの有力者であったり、企業であったり、核となる人を公共と協力しながら育成していくことが大事かなと思ってます。そういった観点を入れたいのと、最終的に地域、まちとして、この活動に取り組む動きに展開していきたいということが1つ目。それから、同じ④の中の中小企業に対する普及啓発のところ。経営者の理解を進めていくと、経営者マインドへの働きかけを入れたらどうかなと思ってます。

それから、23ページです。備蓄品購入費用補助制度のところ、備蓄品の補助は大変ありがたいことなんですけれども、一方で、スペースの問題はどうしてもあります。ですので、それを置くために何か借りましたという場合に、賃料補助が得られるとかなりメリットはあると思っています。

それから、もちろん一時滞在施設の確保を進めていくわけなんですけれども、まだ十分確保できていないということの周知、認識が社会的には足りていないかなと思いますので、余り危機意識をあおってもしようがないですが、足りないものは足りないの、折に触れ、その辺をもう少しアピールしていく必要があると思っています。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

そのほかの御意見を伺ってから、報告書案にどういうふうに盛り込むかというお話をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山崎委員 19ページ、②一斉帰宅の抑制の普及啓発のところ。この中に「救助活動への支障を来す」という表記もあるんですけれども、帰宅困難者同士が集まり過ぎて、過密状態になってしまって二次災害が発生してしまうことを防ぐことが非常に重要で、特に都内のターミナルにおいては重要課題と認識しております。交通機関が止まってしまっているときに、我先にと集まってくるのがどれだけ危険なことであるかということ、項目を一つ増やす形にさせていただけるとありがたいと思います。

時系列で申し上げますと、その次、どこに向かって歩けばいいんですかという話が出てきますので、普及啓発の中において、一時滞在施設が開設されるまでの間、こういった場所に行けばいいのかという、いわゆる助け合いの一手手前の具体的な行動例など、発災直後の基本的な行動手順や対策を示した項目が普及啓発の中に一つあると、啓発にも役立ち、多くの方がイメージしやすいのではないかと思います。

1番までは以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

ここは重要な話だと思いますので、少し皆さんに御意見をいただきたいんです。山崎委員の御趣旨は、19ページの②の一斉帰宅の抑制の下ですね。大規模災害発生時には、徒歩で移動を開始すると、道路や歩道が多くの人で埋まり渋滞で救急車や消防車が動けないということは言及されておりますが、群集なだれのような現象については記載がないので、それについてもきちんと記載してほしいということで、ポツを一つつけて、その趣旨の話

を書きいただくとともに、前回までも何回か委員の皆様方から御意見いただいておりますが、一時滞在施設に入るまでの間のオペレーションをどうするかという話でございます。これについては報告書にないですね。

なくなった経緯がよくわからないですが、行動ルールとか、一時滞在施設が開設されるまでの対策について検討するとか、進めるとかいう文言になるでしょうか。安全確保計画では詳しく決められておりますが、帰宅困難者対策として、ここら辺に注目しているものはない現状がございます。そもそもは市区町村とか協議会でやるべきものかもしれませんが、逆に言うと、行動ルールのひな形みたいなものは都のようなところでつくっていただいてもいいのかなという気も個人的には致します。

こちらはいかがでしょうか。まずは過密空間の発生に関する言及を報告書に盛り込むかどうか。それから、一時滞在施設が開設されるまでの間の対策の必要性について言及するかどうか。こちらについて少し御意見をいただきたいと思っております。

○川村委員　むしろ、そういうところをしっかりと入れていったほうが良いと思っています。今はまだ、それぞれの施策が点々と散らばってできている状態ですけれども、実際に人の動きは線につながっていかないといけないので、施設に行くまで自分はどうしようとか、いわゆる初動の部分として、災害が発生したときに、どういうことを考えながら、どういう行動をしなければいけないかというのはきちんと皆さんに広く意識を持ってもらう必要があると思っております。そこはとても重要なところだと思うので、おっしゃるとおり、このところにはもう少し具体的に記載したほうが良いと思っております。

例えばどんな危険があり得るかという知識だとか、こういうところを通ったら危険だとか、こういうところに行ってしまうと人がいっぱいいて危ないとか、地下街へ行って慌てて外に出ようとする段階が危ないとか、そういったことはどんどん入れていったほうが良いと思っております。

○廣井座長　そのほか、御意見いかがでしょうか。

○石川委員　私も川村委員の御意見に賛成なのですが、ちょっと付け加えます。例えば20ページの事業者への働きかけの一つ上のところですね、「帰宅困難者による発生時のボランティアの促進」とありますが、何のマネジメントもないままボランティアをやってくださいというのは厳しい話で、一時滞在施設の中というのもありますけれども、非常に混乱している広場とか、その前の段階のところもあると思うんですね。

前回も言ったと思うのですが、ボランティアの世界でも、ちゃんとマネジメントしたり、

コーディネートするようなコアになるボランティアがいるわけで、そういった方々との連携とか、そういった方々を育てるようなことをしておかないと、助け合いとかボランティアを最大限、災害時にうまく力を発揮できるように、そういったコーディネーションの部分はある程度コアにきちんとやって、研修をやったり、想定されそうな地区とか空間に関して事前に会議をやっておくとかそういったことは、東京都で御指導とかマニュアルとか、こういうふうにしたほうがいいですよという提案なんかを自治体も含めてするとよろしいんじゃないかなと思います。その中にシナリオの話が出てきて、コーディネーションをどうしたらいいかといったところのコアになる部分の研修とか育成とか、そういったものが必要なと思います。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

山崎委員の御指摘事項の場所も、一斉帰宅の抑制の中に入れちゃっていいのかということですね。一斉帰宅の抑制って、どちらかというところ、一般的にはマクロな話をイメージすることが多いので、ここに一時滞在施設が開設されるまでの話を入れるかどうかという場所の問題はございますけれども、今の石川委員の御指摘も踏まえまして、悩ましいですね、いかがでしょうか。ほかに御意見ございましたら、お聞きしたいと思います。

東京都はいかがですか、これに関しては。

○永井事業調整担当課長 私どもとしては、そういうところも含めて普及啓発をしていく必要があると考えております。20ページの③防災知識の普及啓発は、一斉帰宅の抑制から、発生時にどこに行くとか、どういうところに危険があるとか、そういったところも含めた普及啓発をイメージしております。今御意見をいただきましたので、もう少し具体的なところで、どういうふうにしていくのかということも御相談させていただきながらまとめていきたいと思っております。

○廣井座長 ありがとうございます。

とはいえ、今回は最後のチャンスでございますので、検討会としての意見としては、山崎委員の御指摘事項、過密空間の発生に関する言及と、一時滞在施設が開設されるまでの行動ルールですかね、行動手順あるいは対策を検討する、あるいは進めると、これは石川委員からもうちょっと具体的なほうがいいんじゃないのという御指摘もあるかもしれませんが、それぐらいの書きぶりで追記していただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 それでは、そういう修正意見が出たということで、こちらについては報告書案の取りまとめに参考にしていただければと思います。

続きまして、20ページでございます。石川委員から御指摘がございました「帰宅困難者による発生時のボランティアの促進」ですね、この最後が「普及啓発を進めていく」とまとめられているのは、もうちょっと書きぶりがあるんじゃないかという御指摘でした。例えば「普及啓発及び支援」ですか、あるいは「制度設計」といったような文言を追加してはどうかという御趣旨だったと思います。こちらについてはいかがでしょうか。

東京都はいかがですか、これについては。

○永井事業調整担当課長 帰宅困難者対策が余り認知をされていない段階ですので、まずは基本的なことを知っていただく必要があると思っております。そういう意味では、防災知識の普及啓発を行い、そのうえで次の段階として、そういったリーダー的なところがあるのかなと考えております。今、御意見をいただきましたので、今後、どういうふうに対応していくのか検討させていただければと思っております。

○廣井座長 わかりました。それでは、できるだけ追記していただきたいという方向で検討させていただければと思います。

○川村委員 つけ加えさせていただきたいと思えます。

ここの「助けられる側」から「助ける側」に回る」というところは、突き詰めて言えば、自助の力を持つということだと思います。17ページには自助、共助、公助という話が入っていたのですが、それ以降のページでは余りそういうことに触れられていないと感じます。それぞれが自助の力を持たなければ助ける側には回れないので、そういったことも皆さんの中に意識してもらう必要があって、それは普及啓発というよりはもっと教育に近いことなのかなと思っています。ほかの箇所で「学校教育でも取り込んでいく」という記述がございましたけれども、そういうところにもっと結びつくよう表現にさせていただけるとわかりやすいのかなと感じました。

○廣井座長 なるほど。確かに、この報告書では一貫して「普及啓発」とは書かれておりますが、「普及啓発とは」というところは余り書いてないですね。どうでしょうか。具体的にはどういう言葉がよろしいと思われますか。

○川村委員 先ほど申し上げたように、教育をしていくということが入っていくと、ただ単に人に知らしめるだけではなくて、学校などでもそういう情報を入れていくなどということにつながっていくと思うので、「教育」ということが想起されるような表現がいいの

かなと思います。

○廣井座長 教育とか体系的なとか、そういう文言が入ることが望ましいという御意見ですね。

○川村委員 そうです、はい。

○廣井座長 わかりました。それでは、今いただいた御意見のように、教育あるいは体系的な普及啓発というような、計画的にちゃんとやりますよ的な書きぶりをしていただきたいという御意見でございますが、そちらでよろしいでしょうか、委員の皆さん方。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 ありがとうございます。

次に、飛ばしてしまったんですけども、原田委員から御指摘いただきました内容が20ページの事業者への働きかけというところで、ここに住民という文言をどういうふうに盛り込むかという話でございます。「事業者及び住民への働きかけ」という書き方にすると事業者の部分が薄まってしまうので、ここはどういうふうに書けばいいのかというのがなかなか難しいところでございます。原田委員が中座されていますので、ここは後で議論させていただければと思います。

21ページの要配慮者のところで、欠席されていた三阪委員より事前に「要配慮者が必要とする品目を入れてほしい」という御意見がございました。確かにベビーフード、粉ミルク、ほ乳瓶というのは要配慮者のうちでも一部の人でございます。そういう意味では、これについて具体的なものを入れてほしいという御指摘だと思います。

これだけ見ると赤ちゃん対応だけに思われてしまうので、そうではなくて、要配慮者の中でもいろいろな方々がいらっしゃるということをイメージできるような文章にさせていただきたいという御意見がございました。それについても、そのとおり修正、追加していただくという方針でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 ありがとうございます。

次でございます。次のページです。訪日外国人への普及啓発についてです。こちらは欠席された今浦委員より、多言語対応の機器とか、観光客のボランティアのような、通訳のような、そういう言及をしてほしいという御意見がございました。こちらについては皆様方の御意見を少しお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

バックハウス委員、このあたりはいかがですか。あるいは、その上の教会、モスクを通

じた普及啓発、やさしい日本語もそうですけれども。

○バックハウス委員 まず、そちらから申し上げます。やさしい日本語については、細かいことなんですけれども、事例としては、一つ追加点として、右側にふりがなですね。これが具体化されると当然に出てくると思うんですけれども、念のために、やさしい日本語という場合は、表現をやさしくするとともに、漢字にはふりがなをつけるということを入れていただければと思います。

今浦委員の意見は私も賛成です。特にボランティアという話になりますと、石川委員と似たような問題点というか、解決しなければいけないことで、ただボランティアでお願いすることではなく、具体的にどういう役割を果たすのか、その辺はもう少し具体化させる必要はあると思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

今、2つ御意見をいただきました。まず、やさしい日本語の例でございます。右側の「よく見る」というところと「地震」というところを含めて、ふりがなを振ってほしいという御意見でした。これは確におっしゃるとおりなので、ふりがなを振っていただきたいなと思います。それから、避難所は「みんなが逃げるところ」というと、個人的には少し誤解を生むかなという気がしますので、難しいですね。みんなが生活するところなのか、そのあたりは誤解を生まないような表現あるいは語句を選んでいただきたいなと思います。ふりがなについてはよろしいでしょうか。

○川村委員 ふりがなについては了解です。

ここでの議論は、ただ単に外国の方への配慮ということではなくて、発信されたインフォメーションが、本来届くべき人全てに届かなければいけないということだと思うんですね。そういう意味でいうと、外国の方だけではなくて、例えば弱視の方のようなケースも少し配慮していただきたいと思います。一時滞在施設の開設の説明会をしたときに、普通のサイズの文字では、弱視の方は全然読めませんというご指摘を受けたことがあります。大事なことでいいので、かなり大きなフォントで表示してくださるだけでもかなり違うはずですよ。そういったことも盛り込んでいただければいいのかなと思います。

もう一つはやさしい日本語のところですよ。日本語を話すことができる外国人の方でも、日本語の文字までは読めない方もいらっしゃると思うので、イラストとか、非常口の表示で人が逃げている絵がありますが、ああいったピクトグラムのような形で、絵だけでメッセージをしっかりと伝えるようなものがうまく使えれば、それを見ただけで言語に関係なく

意味が理解できます。そういったものも入れていくことは今後重要なのではないかと思います。特に東京でオリンピックが開催される時期になりますと、日本語がわからない方もたくさん来られると思うので、そのところは配慮が必要なのかと思います。

もう一つ、一番下、「このため、多くの外国人観光客が経由する空港などを活用した」とありますが、空港だけではなくて主要な鉄道の駅ですとか、ホテルといったところにも普及活動について情報を出していくことが必要なのかなと思いましたので、そこも文言を加えていただけるといいと思います。

○廣井座長 ありがとうございます。

3つ御意見をいただきました。1つは大きくわかりやすくということですね。確かに一時滞在施設の使用ルールみたいなものはびっしりと書き込まれて、これはわかりづらいなと個人的にも思うところがございますので、具体的に「大きくわかりやすく」という文言を追加していただければと思います。

それから、イラスト、ピクトですね。帰宅抑制のイラストって、どういうものが適切かわからないんですけども、つまり、わかりやすい工夫をということで、こちら辺は事務局とも相談させていただきますが、何かいい工夫があれば遠慮なく報告書に盛り込みたいと思います。

3つ目の御指摘で、22ページの下ですね。訪日外国人への普及啓発のところでございます。空港だけではなくて鉄道駅、ホテルという文言を追加したほうがいいという御指摘でございました。総務省で外国の方に対する災害情報をどう伝えるかという検討会をやっておりますが、その対象が空港、鉄道駅、ターミナル駅、ホテルでございますので、空港だけではなくて鉄道駅、ホテルという対象を2つ追加するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 追加するということがしたいと思います。

それから、バックハウス委員にも御指摘いただきました、そもそも今浦委員の御指摘ですが、多言語の話と観光客ボランティアについては、今浦委員あるいはバックハウス委員の御指摘に基づいて、この文言を追加するというところでよろしいでしょうか。ちょっと具体的にになりますけれども、具体的なヒントをきちんと皆様方にお伝えするという意味では外国人対応の一つのモデルケースになりますので、少し踏み込んだ書き方をすることにしたと思います。

ちょっと戻ります。20ページの一番下の④事業者への働きかけのところ、原田委員より先ほど御意見いただきました内容でございます。住民という、地域住民というニュアンスを具体的にどのように報告書に盛り込むかというところでございます。例えば④のタイトルですね、太字になっているところを「事業者及び住民への働きかけ」とするか、2つ目の丸ポツのところ、21ページの上でございますが、「地域内での事業者の具体的な取組例を示すなど、地域における事業者間及び住民の助け合いが進むような方策について検討する」というふうに入れるか、少し悩ましいところでございます。こちらについて、そのほかの委員の方々あるいは原田委員から修正の追記案の御意見ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

個人的には「事業者及び住民への働きかけ」としてしまうと少しわかりにくくなってしまっているので、中に入れる形で、21ページの上に「地域における事業者間及び地域住民の助け合いが進むような」というふうを追記していただく形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 そのように修正をいただきたいと思います。

もう一つ、原田委員から御意見ございました経営者のマインドという話でございます。これは前回、前々回でも御意見として出てきたものでございます。こちらについて、どのような書きぶりで追記したほうがよろしいかという御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。御意見ございましたら、お願い致します。

難しいですね。これは中小企業のところに入れるのかという問題がそもそもありますよね。中小企業に限らずという話ではございます。

○原田委員 でも、イメージ的には中小企業のところかなと思っていました。「規模の小さい事業所に対しても、経営者の理解を得られるよう」とか「得ながら」とか、積極的な取組を促すというのは、言葉ではスラッと云えるんですけど、具体的に動かすには経営者の理解が重要かなという、そういう意味合いです。

○廣井座長 なるほど。ということは、中小企業に対する普及啓発の丸ポツの1つ目ですね、「規模の小さい事業所に対しても、経営者の理解などを得ながら」という文言を追加するという御意見をいただきましたが、こちらについていかがでしょうか。

○川村委員 中小企業に限らず、経営者の理解は必要かなと思っています。こういうことはトップダウンで進めるとすごく早く進むんですね。大きい企業であればあるほど担当者が分割されていて、総務の担当者とか、ビルのメンテナンスの担当者は重要だと思ってい

るけども、その上に持っていくと、その時点で「うちはだめなんじゃない」という形でつぶされてしまうケースも多々あるかと思います。中小に限らず、経営者が理解し、リードしていくことは重要だと思います。

19ページの下から3つのポツのところに、「帰宅困難者は「帰れない」のではなく、「社会全体のために帰らない」という言葉が入っていて、これはすばらしい表現だなと思います。これをもっと生かす形で、経営者にこの考え方を理解していただけるような経営の観点からも経営者が社会的に貢献するという考え方を持ってもらうように、経営者に働きかけをするという文言が入るといいのかなと思います。

○廣井座長 とすると、どうでしょうか。

○川村委員 「(中小企業に対する普及啓発)」と書いてありますが、それと同じ階層で、括弧づけで、「経営者に対する意識の醸成」とか「普及啓発」という項目を一つ追加していただいて、経営者の理解が大切だということをしっかりうたっていただくことがいいのかなと思います。

○廣井座長 なるほど。そうですね、確かに。それぐらいのことをしないとだめなのかもしれない。いかがですか。括弧を追加するという御意見を頂戴しましたけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 それでは、「(経営者に対する普及啓発)」あるいは「(マインドの醸成)」ですか、文章はともかくとして、括弧を追加していただいて、うまく帰宅困難者対策に進むような書きぶりで、経営者のマインドを追記していただくということをお願いしたいと思います。

今までいただいた意見は以上になりますが、中野先生の御意見は、この(1)に関することですかね。

○中野委員 ④事業者への働きかけのところですが、この報告書の読み手側で事業者がいた場合に、事業者からどういう意見が出るのかなと想像しますと、「事業者、事業者というけれども、都は何をしてくれるの」というところを気にされるのではないかと思います。

地域における事業者の助け合いというところで、私は大阪市の帰宅困難者対策のアドバイザーをやっているのですが、公開空地を利用した情報提供拠点をつくって、そこに行くと、「あっちに一時滞在施設がありますよ」とか、「帰宅できる人だったら、このルートが適切ですよ」みたいな情報を提供する拠点を設けるという仕組みをつくっているようです。

ね。

そのことを事業者をお願いしたところ、事業者から「我々の情報を信用してもらうためには、「これは大阪市と提携しているんだ」とか、「大阪市の協力を得た情報です」ということをきちんと言ったり、そこに職員がいることが非常に重要だ」という提言を受けて、大阪府は「わかりました。職員をつけます」という話をされているそうなんです。

東京都では無理かもしれません。職員をつけるというのは無理なのかもしれないんですけども、今回の地域における事業者の助け合いの中で、自治体のサポートを受けながら事業者の可能な限りで事業者が助け合うとか、そういう形で盛り込んでいただいて、この取組にはきちんと自治体のサポートがあるんだよということを事業者にも向けて説明し、そのことが帰宅困難者とかそこに集まってくる人たちにちゃんと説明できるような記載をこの中に盛り込んでいただきたいなと思っています。

○廣井座長 ありがとうございます。

確かに、おっしゃることはそのとおりで、報告書を出したとして、東京都が何をしてくれるのというところを結構言われてしまうと思い、前のほうに「東京都は支援について頑張っている」とつらつらと書いていただきましたが、ここだけしか見ないと、実際しているところは結構いっぱいあるんですけども、それが見えてこないということですね。

その辺をわかりやすく明示するためには、句点の打ち方が難しいんですけども、21ページの一番上に「地域内で事業者の具体的な取組例を示すなど、自治体の支援を受けながら、地域における事業者及び住民の助け合いが進むような方策について検討していく必要がある」と入れるのが一番わかりやすいという気がします、いかがでしょうか。自治体といってもいろいろございますが、この部分は広田委員に御意見をお伺いしたいと思えます。

○広田委員 別のところの意見を考えていたんですけども、それは後で言わせていただくことにして、少し具体的な文言が入ったほうがいいのかと思います。

○廣井座長 東京都としては、ここに「自治体の支援を受けながら」と書いてしまっても大丈夫ですか、勝手に書いてしまってもという意味ではないですけども。

○永井事業調整担当課長 特に駅周辺の帰宅困難者対策については、官民連携による駅前滞留者対策協議会を設置して、東京都も参加して地元の区市町村と連携しつつ、また地域のいろいろな企業の御協力もいただきながら取組を進めております。官民一体となった取組はしておりますので、そういったところを明文化することについては問題ないかなと思

っております。

○廣井座長 中野先生がおっしゃっているのは、駅前協議会はできて、サポートもできているんですけども、そうじゃないところは、行政のサポートはうまくいっていないと思うんです。なので、やれてなくて、自分たちは行政サポートもなしで一社でやらなければいけないのかという懸念を抱かれていますので、ここできちんと書くことが望ましいという御趣旨だと思うので、それは大丈夫ですかね。いずれにせよ、文言は入れて大丈夫ですね。

○永井事業調整担当課長 いずれにせよ、この帰宅困難者対策は、地元自治体や都も含めて取組を進めていく課題だと思っておりますので、自治体も含めてしっかりやっていくという形になるかと思えます。

○廣井座長 わかりました。

それでは、ここの部分に「自治体の支援を受けながら」という文言を中野先生の御意見に基づいてつけ加えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

広田委員の御意見をお伺いしてよろしいですか。お願いします。

○広田委員 23ページに備蓄品購入費用補助制度の拡充というのがございます。先ほどもどなたかスペースの問題をおっしゃっていたんですけども、先だってもテレビを見ておりましたら、都の賞味期限切れの備蓄用食料800万食を都民に提供するという報道がありました。そういう仕組みの中に民間事業者の皆さんが買われている備蓄品なんかも乗せてあげられるようなことをすると、補助金をもらって買ったものを処分するときに、またお金がかかるとかそういうことも出てくると思えますので、そういうことがきっちりされていると、備蓄して一定の期限で手を挙げれば回収して次につなげていくみたいな、そういう仕組みができていますと、安心してそういうものにも協力できるのかなと思えますので、そのようなことも書き加えていただけないでしょうか。

○廣井座長 ありがとうございます。

23ページの備蓄品のところは、進藤委員も含めて多くの委員から御意見をいただいておりますので、ここについて詳しく議論させていただきたいと思えます。

広田委員から伺った御意見に加えて、進藤委員からは「更新費用」という文言がほしいという御意見がございました。原田委員からは「賃料の補助」、これをそのまま入れるかどうかはともかくとして、そのような概念がわかるような文言を入れてほしいと。それから、聞いた話では、安全確保計画は訓練に携わる補助がされているんですけども、帰宅困難者対策としてはされていないということもございますので、訓練も結構お金がかかる

というか手間がかかるので、訓練に対する補助という概念があってもいいかなと個人的には考えております。あるいはコンサルティングですよ。そういう意味で、備蓄品購入費用補助制度に何を盛り込むかという議論をさせていただきたいと思います。これについて、ほかに御意見ございましたらいただきたいんですけども、そのほかございますか。

○石川委員 今の座長の御意見はごもっともだと思います。例えばコンサルティング費用というのがありますし、場合によっては専門家派遣のような形で、もう少し軽いかもしれないですけど、訓練をやりたいと思っているんですけども、自分たちはできないので、事前と事後の評価も含めて、当日も含めて、都のほうで企業向けの訓練のリストをつくっておいて、そこから派遣するとか、そういうのがあれば、ある程度手軽に皆さんがやってくださるのではないかなと思うんです。

○廣井座長 川村委員のような一時滞在施設アドバイザーみたいな方々を専門家として派遣されているんですよ、各事業所に。

○川村委員 一時滞在施設開設アドバイザーは、たくさんの方に会場に集まっただいて、そこでパワーポイント資料をもとに、こういう考え方で一時滞在施設を開設してくださいとか、開設の手順はこういうふうにするとうまくいきますよというアドバイスを含めた講演をするというのが主な業務です。

○廣井座長 1対マスですか。1対1ではないですね。

○川村委員 1対マスです。

○廣井座長 なるほど。石川委員がおっしゃっていたのは1対1のもうちょっと密な、施設の特性にあわせたコンサルティングという意味だと思います。確かにそのとおりでございます。

いかがでしょうか。こちらについては挙げ出すと切りがないと思うんですけども、どこかのところで、ここに盛り込む必要があるかなと思いますが、東京都としてはいかがでしょうか。今出た御意見の中から、全体とのバランスも考えて、どこまでだったら書けるとか、そういうのはございますか。

○永井事業調整担当課長 東京都からの支援策となりますと、庁内での調整が必要となりますが、いろいろ御意見をいただいておりますので、また内部で調整をさせていただきます。可能な限り対応できればと思っております。

○廣井座長 だから、制度拡充と書いてあるので、どこまでやるかちょっとわかりにくいんですけどね。とはいえ、そういう議論があったということを議事録に残すことも重要なので、

皆様方からいただいた御意見は今後の参考になると思いますので、そのあたりは東京都に調整していただいて、更新費用ぐらいいは書いていただいてもいいのかなと個人的には思いますが、できるだけ残していただく方向で調整していただければと思います。

そのほか、帰宅困難者を受け入れる施設の拡大という話題が移ってしまいましたが、帰宅困難者受け入れ施設の拡大について、そのほか御意見ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 23ページの運営マニュアルの整備という上から3つ目の括弧のところです。2つ目の項目で「円滑な受入れに資するよう、施設を運営するに当たってのマニュアルを整備する必要がある」と書いてございます。

前回、少し申し上げたんですが、マニュアルとともに、必要なツールというんですか、ツール類みたいなもの、例えば表示するときの看板みたいなものですか、誘導するときに必要な矢印がついているものですか、受付のときに必要な書類書式とか、マニュアルの中に含まれるものもあるかと思いますが、マグネットで張りつけられるサインなどのツール類も御検討いただける文言が入っていると、潜在的に受入が可能な施設が、そういうツールがもらえるならと、手を挙げることにより顕在化してくるケースも出てくるものだと思いますので、マニュアルとともに、運営に役立つツールを検討いただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

確かに施設の安全点検と受け入れた帰宅困難者に備蓄品としか書いてないので、そもそも運営をするためのホワイトボードとかいろいろ必要ですね。そういうツール類をここに文言として入れていただきたいという御意見でございました。こちらについてはおっしゃるとおりかなと思いますし、それがあると大分違いますよね、訓練のときも使えます。そういう意味では、確かに入れていただきたい。

ただ、この運営マニュアルの整備というところは、2つの項目は主語がございませんので、誰がというところがありませんので、そこも含めて書いていただきたいなと思います。

ただいまの山崎委員の御意見について、皆様方、いかがでしょうか。

○川村委員 東京都では施設を運営するための開設マニュアルを用意しています。そのマニュアルの中に張り紙の見本もあって、社名を入れて、プリントアウトすればそのまま使

えるような書式が幾つか準備されています。それがなかなか浸透していないというのはあるのかなと思います。おっしゃるように、ここから先は立入禁止ですとか、そういうひな型があってもいいのかなと、この仕事をしていて感じましたので、見直しは大事かと思えます。施設開設のお知らせなど、一部の張り紙の見本などはマニュアルの中に既に入っております。

○廣井座長 よりきめ細かくということですね。

ちょっと脱線しますけれども、避難所運営キットを開発している会社がありまして、それを拝見したところ、救護所のマークとか、すごいきめ細かく避難所を開設できるキットがございます。施設の特性に応じていろいろあると思いますけれども、原則どの施設でも必要となるものは限られてありますので、それにならって、そこら辺はきめ細かくきちんとつくっておくということも重要なと思います。ありがとうございました。

それから、さっきいただいた欠席委員からの御意見で、高橋委員から、施設への帰宅困難者受入要請のところで、きちんと市区町村が把握することが重要だという御意見がございました。これについても、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、高橋委員の御指摘に基づいて、その文言を入れていただきたいなと思います。

そのほか、23ページについて御意見ございますでしょうか。

○広田委員 市と協定を結んで支援する自治体、さまざまな防災拠点もありますけれども、調布市の場合、そのようなものを市のホームページに載せています。恐らくほかの自治体もそうだと思います。そうすると、企業は通常業務の中で「自治体とこういう協定を結んでいる事業所です」ということを営業活動等にも使っていらっしゃるところがあるようです。帰宅困難者を受け入れていただける施設が一定の契約を結べた場合には東京都のホームページに載せて御案内するみたいなことをすると、それが次の意欲につながっていくとか、そういうことも考えられるので、そういう仕組みも考えていただければいいかと思えます。

以上です。

○廣井座長 事業者に対するメリットという意味ですかね。

○広田委員 そうです。

○廣井座長 なるほど。ありがとうございました。

積極的な公開を必ずしも望まない事業者もいらっしゃるかもしれませんが、書きぶりがぼんやりするかもしれませんが、今の広田委員の御指摘のように、きちんと社会貢献と

してやっただいていてところは、それをきちんと周知していただいて、少ないかもしれませんが、メリットにさせていただくという趣旨の内容を追加していただきたいということでございました。そちらについては、皆さん異論はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 ありがとうございます。

そのほか、23ページについて御意見ございますでしょうか。

○石川委員 21ページの要配慮者のところをサラッと行ってしまったので。

どこまで書けるかは東京都の調整だと思うんですが、今日欠席した委員も前からずっとおっしゃっていましたが、要配慮者のところは、バリアフリーの話と備蓄の話だけではなくて、要配慮者の方もいろいろな方がいらっしゃるの、多様な要配慮者をきちんと受け入れられるというか、来たときに対応できるということがとても大事だと思うんですね。備蓄の話だけではなくて、優先するというだけじゃなくて、そういった方々を受け入れられるような知識とか啓発みたいなことを進めていく必要があるということは書けるかなと。

前回か前々回にお話ししたと思うんですが、要配慮者に関しては、一般の避難所は福祉スペースみたいなものをつくっていて、福祉避難所という形になってきています。非常に混乱している中で、一時滞在施設って、ある程度駅に近いところで、そういった知識がある方とか、そういったことをちゃんとわかっていらっしゃって、ここに行ったほうがお薦めですというところを、公表できるかどうかはともかくとして、ある程度決めておいたほうがオペレーション的にも本当はいいんじゃないかなと思ったりもするんですね。事前に要配慮者の受入について体制を検討してみるとか、そういった方が来たときに受け入れられるような知識の醸成を進めるみたいな、ちょっとぼんやりしていますが、それぐらいの話は入れておいてもよいかなというのが1点でございます。

2点目は、この議論は、どちらかというと本当の都心の帰宅困難者がどうなるかのところに集中しているような感じがしていて、もう少し郊外というか、郊外までいかないですけども、本当の都心よりもちょっと外れた地域にも帰宅困難者はたくさん出るわけですね。例えば練馬区とかそういったところにヒアリングに行ったりすると、帰宅困難者が普通の避難所に押しかけてというより、行ってしまって混乱するので、避難所をちゃんと自主運営するために一時滞在施設プラス帰宅支援ステーションを練馬区独自の仕組みで回していますとか、区とか市の地域性によって独自施策をやっているところがあるんですね。

そういったものは東京都でも把握されていると思いますけれども、東京都は広いですか

ら、都内の帰宅困難者対策の独自の取組も含めて把握して、地域性にあった支援を基礎自治体とともに取り組んでいくみたいな文言が入ってもいいかなと思ったりも致します。

あと、(2)は全部一時滞在施設の話だけになっていますけれども、少しだけ帰宅支援の話もあってもいいのかなと思ったりも致します。基本的には一時滞在施設に重点を置いているのは重々承知の上なんですけれども、3日間以降、帰宅するときの混乱もあると思うんですね。帰宅支援ステーションの話は、うちの学生が卒論で書いていまして、東京都とお話をし、企業とヒアリングなんかしていろいろ見ているんですけれども、基本的には各企業の自主努力に基づくということで、それ以上は言えませんというのがスタンスだと思うんです。

例えばコンビニとカフェみたいなところとファーストフードでは、BCPと支援ステーションの役割分担とか重要性とか、そういったものが全然違うんですよね。実際にトイレと水と情報がどれだけできるのかというのは結構業態によっても違うなというのは、細かく見ていくとある感じが致します。細かいところまで書く必要はないと思うんですが、帰宅支援に関しても、連携の企業とともに実効性について検討していくぐらいの文言はあってもいいかなと思いました。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

1つ目の御指摘については、21ページの要配慮者でございます。多様な要配慮者がいることを踏まえみたいな文言を追加されたほうがよいという御指摘だったと思います。それにあわせて、事前の支援というか、計画というか、準備をすべきだと。私、不勉強ですけれども、要配慮者の帰宅困難者は福祉避難所に行っていいますか。

○石川委員 今のところ、福祉避難所は二次避難所扱いですから、直接は行けないことになっております。なので、普通の避難所に行ってからピックアップされて福祉避難所に行くという。正直言って、1日、2日で行くような感じではないと思います。

○廣井座長 人数的にもちょっと難しいということで、帰宅困難者の一時滞在施設で要援護者の方々をある程度ケアしなければいけないというのが明白でございますので、事前の支援あるいは事前の計画という文言も、あわせて追加していただければと思います。

2つ目にいただいた御指摘は、後で議論しようと思っていた17ページの基本的な考え方あたりに、よくある地域特性を踏まえたみたいな文言を一つ入れたほうがいいかなという気もいたしましたので、これは後ほど議論させていただければと思います。

3つ目の御指摘で、今回の取組の19ページ以降の内容は、帰宅困難者対策全てを網羅したものではありませんで、帰宅支援の話とか、出勤困難の話とか、搬送の話とか、そういう話は書いてございません。これが変わらないのであれば書かなくていいのか、変わらないけど、やるのであれば、それについて、今までと同じ方針で構わないので言及したほうがよいかというところをどうするかという御意見だったと思います。これについて東京都はいかがでしょうか。帰宅支援などについて、この報告書に言及されたほうがよろしいですか。

○永井事業調整担当課長 今回の検討会議では、助け合いの機運醸成ですとか、普及啓発ですとか、受入施設の拡大を検討課題として設定させていただいておりましたので、帰宅支援については、我々のほうで整理をしていないところではあるんですけども、帰宅支援のお話もいただきましたので、どういう形で報告書の中で対応できるかは内部で検討させていただければと思っております。

○廣井座長 ありがとうございます。

ということで、そこまで大きな違いは余りないと思いますので、そこについては事務局と打ち合わせさせていただいて、できるだけ御意見を反映させていただこうと思います。ありがとうございました。

ちょっと時間が押しておりますが、全体の話はともかくとして、19ページから23ページまで、そのほか御意見ございますでしょうか。今回が御意見を頂戴する最後の機会でございます。

お願いします。

○山崎委員 19ページの助け合いの行動例という点線の枠の中ですけれども、一社会人というか、一人の人としての道徳的要素が強いかと思いました。実際に人を助けるという「行動」みたいなもの、例えば要配慮者を優先的に保護することや、お手伝いして差し上げましょうとか、一時滞在施設でオペレーションのお手伝いを積極的に買って出ましょうとか、行政の方や帰宅困難者を誘導している方の指示をしっかりと聞きましょうとか、具体的な助け合いの場面を想起できるような項目をもう一つぐらい追加していただけるとよいかと思いました。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございました。

ここにすばらしい例を入れるか、最低限の例を入れるかはなかなか難しいところでござ

いますが、御意見いただいたように、助け合いをもうちょっと喚起していただけるような表現を追加していただきたいという御指摘は、そのとおりでございますので、これは追加していただくということよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 そのほかございますでしょうか。――よろしいですか。

最後に、石川委員からも御指摘ありました19ページ、18ページの今後の取組の方向性の全体の話にいきたいと思えます。これは以前より御指摘がございましたが、助け合いという言葉がふんわりしているという御指摘が何回かございました。もうちょっときちんとしたニュアンスを追加してほしいということと、「地域特性にあわせ」はどこかに入っていればいいと思うので、それを入れてほしいという御指摘でした。きちんとした書き方と申されますと、具体的にどういう文言がよろしいですか、石川先生。

○石川委員 先ほど申し上げたのですが、助け合いというと長期的な助け合いのイメージがあるので、直後の混乱の中で助け合いの意識、やりたいことをきちんとできるようにするために、事前にそのような対応とかネットワークとか、そのようなものをきちんとつくっておくことが大事だと思うので、1個目に関しては、事前に助け合いを進めていくための仕組みづくりとかネットワークみたいなことのニュアンスを入れるべきかなと思っています。

2つ目は、もう少し違う方向性で、事業者の話とか書いてくるので、さっきの事業者責任の話とか備蓄の更新の話も含めてですけど、事業者たちが助け合いをしやすいような制度づくりとか、法的な仕組みも含めたところの整備をきちんと進めていくというニュアンスなのかと私は思っておりますが、ほかの先生方の御意見をいただきたい。

○廣井座長 ありがとうございます。

具体的な文章案が浮かばないんですけども、最初に、「事前に」という文言、あるいはその趣旨がわかるような文章になっていけばよいのではないかと、2番目は制度設計とか制度をつくるか、そういう文言が入っているとよいのではないかと御指摘でした。こちらについては、そのほかの委員の方々いかがでしょうか。――よろしいですか。

それでは、2つのキーワードがわかるような文言にさせていただくということで、検討会としての意見を取りまとめて報告書案取りまとめに生かしたいと思えます。

次の18ページでございます。これはイメージ図でございます。このイメージ図はすごくわかりやすいんですが、ちょっと私が気になったのは、普及啓発は、「防災の普及啓発」

なのか、「一斉帰宅抑制に関する普及啓発」なのか、どちらかに絞ったほうがいいのかと思われまます。一斉帰宅抑制というキーワードが余り左側にないので、ちょっと長いですがけれども、ここに「一斉帰宅抑制に関する普及啓発のさらなる推進」と入れていただくといいかなと個人的には思います。こちらについてはいかがでしょうか。――よろしいですか。

それでは、一斉帰宅抑制という文言を入れていただくということ。そうすると、右側の点の括弧の上の一斉帰宅抑制の必要性のさらなる周知というのは、助け合いといえれば助け合いなんですけれども、むしろ上のほうに入れるべきかな。こちらは前回も御意見ございましたが、そもそも一斉帰宅抑制の必要性を知らない方が多いと、なんだかんだで大変多いという御指摘が中野委員からあったと思います。ここは一丁目一番地だと思うので、一番上に入れていただきたいぐらい重要な内容だと考えています。

それから、右側の3つ目の点の四角で、2つしかございませんが、3つ目に中野先生から意見をいただいた内容の趣旨を少し短い文章で入れていただくと、よろしいかなと思います。

あと、「その他の施設への受入協力要請」は「その他の施設」という語句でよいかということですね。ちょっとわかりにくいような気もしますし、今から新しい言葉をつくるのも検討の時間がないので、ここら辺の語句をどうするかという問題はございます。

私が気になった点は以上でございます。みんな、イメージ図を見て、今回は何が変わったんだということを判断されると思いますので、イメージ図は意外と重要だと思っております。そのほか御意見ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○山崎委員 細かいところになってしまうのですが、右側の点線のところ、今まで申し上げてきたところの反映というイメージなんですけど、例えば「普及啓発のさらなる推進」の右側の点線の囲みの中で、発災直後の行動については、防災知識という四文字の中に入っていると先ほど御説明をいただきましたけれども、具体的な行動を言葉として表現いただけると、もっとイメージがわきやすいなと思いました。

それから、その一つ下の「助け合いの機運醸成」の中でボランティアの促進と書いてありますが、ここは機運醸成の中になるのですけれども、具体的な仕組みの検討という話も先ほどありましたので、「仕組みづくり」を表現した用語があると、「ボランティアと言われても・・・」という疑問が少しは払拭されるのかなと思いました。

以上でございます。

○廣井座長 ありがとうございます。

発災直後の行動みたいなニュアンスを一番上の点線の四角の中に入れるという御意見と、「発災時ボランティア促進の仕組みづくり」みたいな感じですかね、そういうような文章にさせていただきたいという話です。19ページ以降、幾つか御意見をいただいて多少変更がございますので、その変更も反映させていただきたいというのがあると思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○川村委員 18ページの図ですが、「一時滞在施設の確保」のところでも2つに分岐していて、下の「その他の施設への受入協力要請」から伸びている点線の箱の中に書かれている「一時滞在施設の協定を締結していない施設に対する帰宅困難者の受入要請」は、上の箱と同じことを言っているように読み取れるんです。ここは一時滞在施設の協定を締結していない施設に対して、一時滞在施設として協力してほしいということをおっしゃっているのでしょうか。そうであれば、一時滞在施設という形式にこだわらず、例えば一日でも帰宅困難者を受け入れてもらえるといい、という議論が前回あったと思うので、「一時滞在施設の形式にこだわらず帰宅困難者を受け入れてくれるように協定を結んでいない施設にも要請していく」というニュアンスがもうちょっと入るといいかと思いました。

○廣井座長 よろしいですか、そういうニュアンスで。

○永井事業調整担当課長 一時滞在施設については、原則として3日間、受け入れていただくということで協定を締結しておりますが、現実問題として、3日間は厳しいといった事業者もたくさんおられるということで、そういった事業者にも1日でも2日でも帰宅困難者を受け入れてくださいという呼びかけをしていく中で、帰宅困難者の受入施設の拡大を図っていききたいというのがこの趣旨でございますので、その辺のニュアンスがわかりやすくなるような形で修正させていただければと思います。

○廣井座長 書きぶりが難しいですけれども、一時滞在施設がなくなる程度に、そっちに流れないように。ここで帰宅困難者と書いてしまうと少しわかりにくいので、行き場のない帰宅困難者みたいな形で書いていただくとわかりやすいかなと思います。ここは逆に残っちゃった感があるところなので、ここを少しわかりやすく出していただくのがいいかなと思います。ここの部分はきちんと議論をしようとしていたのですが、いろいろあつてできなかったという経緯はございます。

そのほかいかがでしょうか。

○石川委員 今まで議論してきた今回の内容をこの図に反映したほうがいいのではないか

なという意見です。具体的に言うと、左から2行目の「助け合いの機運醸成」は「普及啓発」のところから2つに分かれていますけど、上の四角は「普及啓発のさらなる推進」で、2つ目は「助け合いの機運醸成」と「仕組みづくり」みたいなことを入れてもいいかなと思います。

要配慮者のところも、一番右の点々の四角のところ、2つ目の項目は備蓄の促進及び対応策の検討となるし、最後の項目の情報発信のところも、やさしい日本語だけではなくて、さっきのピクトグラムの話とか、情報発信のやり方はいろいろありましたので、やさしい日本語等による普及啓発及び情報発信の工夫とか検討というような、もう少し大き目なことも入れたほうがよろしいかなと思います。

以上です。

○廣井座長 ありがとうございます。

今回の検討の趣旨は急ごしらえで6年ぐらいで基盤整備した帰宅困難者対策群をきめ細かい実態に即したものにしようということですので、もちろんわかりやすさがあるので文言の文字数は限られますけれども、できるだけ今回の修正の意図がわかるような形で直していただきたいと思います。

以上でよろしいですか。少し時間をオーバーいたしました。意見交換はここまでにしたいと思います。

事務局に進行をお願いします。

○永井事業調整担当課長 本日はさまざまな御意見をいただき、ありがとうございます。本日いただいた御意見については事務局において整理をさせていただきます。座長と御相談の上、最終的な検討会議の報告書という形で取りまとめさせていただければ思っております。

○廣井座長 今回は結構大きな変更がございましたので、中野委員の出された報告書案も欠席の先生方は御存じないと思いますので、欠席の先生方にも御意見をもう一回頂戴したいのと、もう一回、委員の方々にフィードバックがあったほうがよろしいかなと思いますので、フィードバックしていただいて、また御意見を伺うというプロセスをお願いしたいと思います。という報告書の取りまとめのプロセスに関して、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣井座長 よろしいですか。ありがとうございます。

再び事務局に進行をお願いしたいと思います。

○和田防災対策担当部長 総務局防災対策担当部長の和田でございます。

委員の先生方には、本日も大変お忙しい中、お時間を頂戴いたしまして検討会に参加していただきましたこと、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

この検討会はこの9月に設置されまして約4カ月の期間、大変短い時間の中で、さまざまなお立場の中から帰宅困難者対策に対するさらなるアドバイスを頂戴しております。私ども東京都としては、東日本大震災を受けまして、平成25年に新しい条例を施行するというところで、ちょうど5年目というところに立っております。これまでさまざまな形で共助という考え方を広めながら、行政だけではなくて事業者、住民、区市町村の皆様などと連携しながら取り組んできたところでございます。今取り組んでいる取組をもう少しブラッシュアップしてきめ細かく対応していく、もしくは考え方を柔軟にしていくという部分について、この検討会でさまざまな御意見をいただいたかと思っております。

今後も国を含めて区市町村、事業者、地域住民の方々、また来訪者の方々などへの理解を広めながら、いただきましたお知恵を具体化という形で具体的な取組として結びつけていきたいと考えております。今後とも皆様方の御理解、御支援をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きの御協力をお願いしたいと思っております。

本日は大変ありがとうございました。

○永井事業調整担当課長 これをもちまして閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。

閉 会